

改正後

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準

1～3 （略）

4 申請書及び添付書類等

(1) 申請にあたって提出する申請書、添付書類、記載事項等は、法令に定めるほか、次によってください。

申請様式及び添付書類等	(略)
(略)	
様式第6号の2（第2面） 3. 運搬施設の概要 (1) (略) (2) その他の運搬施設の概要 ※ 様式第6号の2（第2面）に次の書面を添付すること。	(略)
① (略)	
②～③ (略)	
④ 自動車検査証について ・ [電子化された車両] 自動車検査証記録事項の写し ・ [電子化されていない車両] 自動車検査証の写し	
⑤ 自動車検査証又は自動車検査証記録事項（以下「自動車検査証等」という。）において、申請者が所有者又は使用者となっていない場合には、④に加えて賃貸借契約書の写し又は使用賃貸借契約書の写し	
(略)	

*1～8 （略）

(2) (略)

(3) 2以上の申請を同時に行う場合（産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業を同時に申請する場合等）には、1つの申請にのみ証明書類等を添付し、他の申請には同書類の添付を省略することができます。

なお、省略できる証明書類等は次のものとし、同一の内容の証明書類等を添付すべきときに限ります。

○申請者が法人の場合：定款又は寄附行為、商業登記事項証明書、住民票抄本、成年被後見人等に係る登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書、技術的能力を説明する書類（講習会の修了証の写し）、誓約書

○申請者が個人の場合：住民票抄本、成年被後見人等に係る登記事項証明書、銀行預金等の残高証明書、固定資産の評価証明書、所得税の納税証明書、技術的能力を説明する書類（講習会の修了証の写し）、誓約書

○共通事項：「様式第6号の2（第6面）運搬車両の写真」、「様式第6号の2（第8面）事業の開始に要する資金の総額、調達方法」、駐車場の不動産登記事項証明書、駐車場に係る賃貸借契約書の写し又は使用賃貸借契約書の写し、自動車検査証等の写し、自動車の賃貸借契約書の写し又は使用賃貸借契約書の写し

変更届と同時に更新又は変更許可申請を行う場合には、申請書に証明書類等を添付することで、変更届への添付を省略できます。ただし、同一の内容の証明書類等を添付すべきときに限ります。

(4) 自動車検査証等の写しは、申請日時点で有効期間内のものとしてください。

電子化された自動車検査証（以下「電子車検証」という。）には「有効期間の満了する日」が記載されませんので、電子車検証が発行された車両については、自動車検査証の写しではなく、

改正前

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準

1～3 （略）

4 申請書及び添付書類等

(1) 申請にあたって提出する申請書、添付書類、記載事項等は、法令に定めるほか、次によってください。

申請様式及び添付書類等	(略)
(略)	
様式第6号の2（第2面） 3. 運搬施設の概要 (1) (略) (2) その他の運搬施設の概要 ※ 様式第6号の2（第2面）に次の書面を添付すること。	(略)
① (略)	
②～③ (略)	
④ 自動車検査証の写し _____	
⑤ 自動車検査証 _____において、申請者が所有者又は使用者となっていない場合には、④に加えて賃貸借契約書の写し又は使用賃貸借契約書の写し	
(略)	

*1～8 （略）

(2) (略)

(3) 2以上の申請を同時に行う場合（産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業を同時に申請する場合等）には、1つの申請にのみ証明書類等を添付し、他の申請には同書類の添付を省略することができます。

なお、省略できる証明書類等は次のものとし、同一の内容の証明書類等を添付すべきときに限ります。

○申請者が法人の場合：定款又は寄附行為、商業登記事項証明書、住民票抄本、成年被後見人等に係る登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書、技術的能力を説明する書類（講習会の修了証の写し）、誓約書

○申請者が個人の場合：住民票抄本、成年被後見人等に係る登記事項証明書、銀行預金等の残高証明書、固定資産の評価証明書、所得税の納税証明書、技術的能力を説明する書類（講習会の修了証の写し）、誓約書

○共通事項：「様式第6号の2（第6面）運搬車両の写真」、「様式第6号の2（第8面）事業の開始に要する資金の総額、調達方法」、駐車場の不動産登記事項証明書、駐車場に係る賃貸借契約書の写し又は使用賃貸借契約書の写し、自動車検査証の写し、自動車の賃貸借契約書の写し又は使用賃貸借契約書の写し

変更届と同時に更新又は変更許可申請を行う場合には、申請書に証明書類等を添付することで、変更届への添付を省略できます。ただし、同一の内容の証明書類等を添付すべきときに限ります。

(新設)

改正後

自動車検査証記録事項の写しを添付してください。（自動車検査証記録事項の写しは、検査時に紙面で発行されたものの写し又は車検証閲覧アプリを使用して印刷したもののいずれかとしてください。）

なお、電子車検証が発行される前の車両については、従来どおり自動車検査証の写しを添付してください。

(5)～(9) (略)

5～6 (略)

7 審査にあたっての基準

(1) (略)

(2) 事業の用に供する施設の基準
(略)

(略)

①～② (略)

③ 運搬施設（運搬車両、運搬容器、その他）

イ 取り扱う産業廃棄物の種類に応じた運搬施設であること

・飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれのないこと（汚泥等流出のおそれのある産業廃棄物を荷台に直接積載して運搬する場合は、流失防止措置（パッキン処理等）が確認できる写真を添付すること）

・燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、動物系固形不要物、鉱さい、動物のふん尿、動物の死体、ばいじんについては運搬車両のみで飛散、流出、悪臭への対応ができない場合には、適正な運搬容器を用いること。なお、特別管理産業廃棄物である廃油、廃酸、廃アルカリの場合には、その性状に応じ、運搬容器に腐食防止のための措置等が講じられていること

・感染性産業廃棄物を運搬する場合には、自動車検査証等の「車体の形状」欄に冷蔵冷凍車の記載がある車両を使用すること。冷蔵冷凍車の記載がない場合には、当該車両が「密閉された荷箱を備え運搬の間、荷箱内の温度を概ね 20℃未満に保つことが可能」であるものとし、それを証明するために次の書類を添付すること。

「荷箱の内側が確認できる写真」

「カタログ又は自動車メーカーの証明書（市販車輛の場合）」

「荷箱の構造、材質が分かる図面及び整備業者の証明書（市販車両でない場合）」

ロ～ハ (略)

ニ 運搬車両は、申請者が継続的な使用権原を有することについて、自動車検査証等の写し、賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写しにより確認できること

・自動車検査証等の使用者（使用者欄に記載がない場合は所有者）が申請者となっていること

・自動車検査証等の使用者（使用者欄に記載がない場合は所有者）が申請者となっていない場合は、継続的（半年以上とする）な使用権原を有すること

ホ (略)

(3)～(4) (略)

8 (略)

附則（令和5年1月4日改正）

改正後の基準は、令和5年1月4日から適用するものとする。

様式 (略)

改正前

(4)～(8) (略)

5～6 (略)

7 審査にあたっての基準

(1) (略)

(2) 事業の用に供する施設の基準
(略)

(略)

①～② (略)

③ 運搬施設（運搬車両、運搬容器、その他）

イ 取り扱う産業廃棄物の種類に応じた運搬施設であること

・飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれのないこと（汚泥等流出のおそれのある産業廃棄物を荷台に直接積載して運搬する場合は、流失防止措置（パッキン処理等）が確認できる写真を添付すること）

・燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、動物系固形不要物、鉱さい、動物のふん尿、動物の死体、ばいじんについては運搬車両のみで飛散、流出、悪臭への対応ができない場合には、適正な運搬容器を用いること。なお、特別管理産業廃棄物である廃油、廃酸、廃アルカリの場合には、その性状に応じ、運搬容器に腐食防止のための措置等が講じられていること

・感染性産業廃棄物を運搬する場合には、車検証の「車体の形状」欄に冷蔵冷凍車の記載がある車両を使用すること。冷蔵冷凍車の記載がない場合には、当該車両が「密閉された荷箱を備え運搬の間、荷箱内の温度を概ね 20℃未満に保つことが可能」であるものとし、それを証明するために次の書類を添付すること。

「荷箱の内側が確認できる写真」

「カタログ又は自動車メーカーの証明書（市販車輛の場合）」

「荷箱の構造、材質が分かる図面及び整備業者の証明書（市販車両でない場合）」

ロ～ハ (略)

ニ 運搬車両は、申請者が継続的な使用権原を有することについて、自動車検査証の写し、賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写しにより確認できること

・自動車検査証の写しの使用者（使用者欄に記載がない場合は所有者）が申請者となっていること

・自動車検査証の写しの使用者（使用者欄に記載がない場合は所有者）が申請者となっていない場合は、継続的（半年以上とする）な使用権原を有すること

ホ (略)

(3)～(4) (略)

8 (略)

様式 (略)